

鉱山保安法関係省令の一部改正及び内規の制定について

平成 28 年 8 月 1 日付けで、次のとおり鉱山保安法関係省令の一部改正及び内規の制定が行われました。

○鉱山保安法施行規則の一部を改正（経済産業省令第 86 号）

規則第 43 条に規定する作業監督者の資格のうち、「火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業」、「石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業」及び「粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業」（以下「当該作業」という。）に係る作業監督者を選任するときは、産業保安監督部長が当該作業に関して現行の規則の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる旨を追加する。

○鉱山保安法施行規則第 43 条第 3 項に基づく作業監督者の選任要件について（内規）（20160721 商局第 1 号）

上記当該作業に関して、産業保安監督部長が現行の規則の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めるに当たっての要件を定めるため、内規を制定。具体的な要件は以下のとおりである。

- ① 鉱山保安推進協議会が実施する「鉱場技術保安管理士試験」又は「露天採掘技術保安管理士試験」の技術試験及び法令試験に合格し、「鉱場技術保安管理士」又は「露天採掘技術保安管理士」の称号を有すること。
- ② 作業監督者に選任する日（以下「選任日」という。）から過去 4 年間において、鉱山保安推進協議会が実施する鉱山保安法に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4 年に 1 回以上の頻度で当該講習を受講していること。
- ③ 当該作業に関し十分な実務経験を有すること。

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正（経済産業省令第 87 号）

鉱山に設置される電気工作物の技術基準については、鉱技省令第 4 条において、原則、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電技省令」という。）の規定を引用している。しかし、水濁法関連の規定等については、電技省令及び鉱山保安法でそれぞれ独自に規定していることから、二重規制を避けるため、上記の鉱技省令第 4 条における電技省令の引用箇所からは除いている。

これまで、平成 17 年から平成 24 年にかけて、有害物質を使用する施設等における設備破損が発生した場合の健康被害等の防止や地下水汚染防止などの観点から、水濁法の改正が行われてきた。これを踏まえ、電技省令及び鉱山保安法においても同等の内容を措置するため、順次関係する規定の改正を行ってきたところであるが、鉱技省令第 4 条における重複排除の規定についても整備する必要があることから、所要の改正を行った。